

平成29年8月22日（火）

津島市市民生活部生活環境課（磯部、水谷）

電話番号0567-24-1111（内線2230、2232）

～公共施設の温室効果ガス排出量40%削減に向けて～

<事業名> 地球温暖化対策促進事業

補正予算額 8,337千円

1 事業概要

地方自治体は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」※1に基づき、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定することとされています。

また、平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」※2において、地方自治体の公共施設は、温室効果ガスの排出量について、2030年度までに2013年度比で約40%の削減を目標とされています。

本市では、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）のうち、第1号事業補助金（事務事業編等の強化・拡充支援事業 上限額1,000万円・補助率10/10）を活用し、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定に取り組みます。

なお、同補助金については、1次公募に申請した結果、平成29年6月28日付けで採択され、8月2日付けで交付決定されています。

2 予算内訳

地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料 8,337千円

主な事業内容

- (1) 温室効果ガス総排出量の把握・分析
- (2) 省エネ診断の実施及び省エネ対策の抽出
- (3) 他の施設へ省エネ対策を波及させた場合の効果
- (4) 公共施設総合管理計画とのリンクと省エネ機器導入基準策定

3 参考事項

※1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」

国内における地球温暖化対策を推進するための枠組みを定めた法律。

※2 「地球温暖化対策計画」

COP21で採択されたパリ協定や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」は平成28年5月13日に閣議決定されました。